

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十七号）（田園都市づくり課）

### 一 趣旨

川口市の中核市への移行に伴い、規定の整備をするための改正

### 二 内容

川口市は景観行政団体として、屋外広告物法の規定に基づき、県との協議により屋外広告物に関する県の事務の一部を処理している。条例第二十七条の二の表は、この規定により県の事務の一部を処理する市町村を記載している。

今回、川口市が中核市になることにより、屋外広告物法に関する県の事務の全てを川口市自らが処理することになる。

このため、条例第二十七条の二表中から川口市を削除する。

### 三 施行期日

平成三十年四月一日